



発行所/福岡県PTA連合会  
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50  
福岡県吉塚合同庁舎5階  
TEL092-643-7766 FAX092-643-7767  
発行人/松尾 和昭  
編集/広報委員会  
県P連ホームページアドレス  
<https://fukuokaken-pta.jp>



# 過去に学び、未来に向けて 必要とされるPTAに

## 新年あけまして おめでとーございませう。

おめでとーございませう。



福岡県PTA連合会  
会長 松尾 和昭



昨年は新型コロナウイルスの収束を願いつつ年が明けましたが、未だに収束には至っておりません。しかし子どもたちは柔軟で、少しずつwithコロナ生活にも慣れ、笑顔が増えてきたようです。また、私たち大人も、この生活に順応していき、今やれることをみんなが模索し、前へ進む一年であったと思います。

今年度の福岡県PTA連合会としての基本方針として、昨年より「時を刻む 学びと交流」子どもたちのために協働的活動を「スローガン」として掲げております。この「時を刻む」という言葉には、時計の針のように一つづつ前に進み、後退することなく、今を大切に、これからの未来へ希望を抱き、足跡を刻んでいきたいという思いを込めております。

「交流」では、子どもたちを中心として考えると、保護者同士、先生と保護者、地域、企業、行政、各種団体、社会体育その他、多くの交流があります。その中でも子どもたちの成長を支えていくうえで、保護者同士の交流は欠かせません。子どもたちの成長を互いに喜び、励まし、慰めあう、また相談するなど交流が成しえる力だと考えています。

そして「協働的活動」では、保護者と先生の連携も欠くことはできません。保護者には保護者の役割、先生には先生の役割、お互いに役割分担しているものを連携と交流をもって子どもたちのために集約することの重要性を強く感じます。その「学び」「交流」「協働的活動」の一助を担うものにPTA活動があると考えております。

皆さまそれぞれの立場は違えども、子どもたちの明るい未来を願う思いは同じです。時代の変化に柔軟に対応し、私たち一人ひとりが子どもたちのために学び、成長

れま。そのため、私たち大人も共に学んでいく必要性を強く感じています。

近年学校が抱える問題は、複雑化・困難化してきており、社会全体で支えていく事が必要となっております。そのような中、PTAは学校教育の筆頭パートナーとして学校教育を支える大きな役割を期待されています。「教育の原点は家庭にあり」という事を再認識し、変化し続ける社会に対応していくことが大切なのではないでしょうか。これからは福岡県PTA連合会では、県内各単位PTAの皆さんと共にPTAの在り方・必要性を模索し、私たちに何ができ・何が求められる・何を行わなければならないのかを見定め、一歩一歩前進してまいります。

時代は日々変化しております。過去に学び、10年後に必要なとされるPTAの姿を想像し、その未来に向けて必要とされる今の形を新年も追求してまいります。

皆さま方にとって良い一年となることをお祈りいたしまして年頭のごあいさついたします。

皆さま方にとって良い一年となることをお祈りいたしまして年頭のごあいさついたします。

皆さま方にとって良い一年となることをお祈りいたしまして年頭のごあいさついたします。

皆さま方にとって良い一年となることをお祈りいたしまして年頭のごあいさついたします。

皆さま方にとって良い一年となることをお祈りいたしまして年頭のごあいさついたします。

## 「PTAの声」への回答がありました

県P × 県・県教委

# 陳情対談会と 教育懇談会

福岡県PTA連合会（県P）と福岡県、同教育委員会との陳情対談会が11月15日、福岡県吉塚合同庁舎で行われました。県Pが提出していた陳情に対しての回答とともに意見交換が行われ、連携を深めることを確認しました。

続いて、若手教員へのサポート、教員配置問題、スクールカウンセラーに関するなどについて意見交換が行われました。

陳情対談会には県Pから松尾会長をはじめ副会長、総務委員会委員長ら11人、県・県教委からは、深瀬信也教育監ら20人が出席しました。県P会長、教育監のあいさつの後、教育総務部、教育振興部など関係部局から重点項目の回答についての説明がありました。

陳情対談会に続いて、県Pと県・県教委との教育懇談会が開催されました。県Pからは松尾会長、副会長、総務委員会委員長ら8人、県・県教委からは、富松青少年育成課長ら15人が出席。はじめに県Pと県側から今年度の事業説明があり、続いて中学校の校則問題、ICT環境などについて意見交換が行われました。



▲陳情対談会の様子

次ページに  
県Pの陳情内容と県からの  
回答全文を掲載。



県PTAの陳情内容と県からの回答

※青文字が陳情内容

1 児童生徒の命と健康を守る安全対策

(一)市町村及び県警、関係機関との積極的な連携を深め、児童・生徒の安全がより確かなものとなるよう対策を充実していただきたい。

①校内における安全管理体制・施設設備の充実

・警備員の配置促進等市町村との連携による「子どもの生命、安全を守る施設立案

・年度の始めに、学校安全計画の策定、通学路安全マップの作成、家庭・地域関係機関と連携した学校安全に関する更なる取組の推進について、各学校において、児童生徒の安全を脅かす不審者情報等の連絡が入れれば、直ちに県警や関係機関と連携を図り、近隣の学校に注意喚起しています。

また、警察署等の関係機関と連携して、管理職、学校安全担当者、地域ボランティアを対象に各教育事務所を単位とした学校安全に関する研修会を実施しています。(義務教育課)

②子どもへの、虐待の防止対策及び早期発見に向けた環境の整備

・児童虐待の防止や早期発見に資するよう、次のような取組を推進しています。

・福岡県教育相談ネットワーク会議の実施などにより、児童虐待相談所、警察、知事部局等との連携を図っています。

・平成29年1月に改正された児童福祉法等により、教職員が児童相談所長等に、個人情報保護や守秘義務の観点から考慮した上で、必要な情報を提供すること等の周知を行っています。

・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携強化について」(平成31年3月)及び「児童虐待防

止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(令和元年7月)の通知を通じて、学校における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子供の適切な保護等について、連携強化すべき関係機関との連携による速やかな対応への取組を進めるよう、周知を行っています。

・一学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(文部科学省令和2年6月改訂版)や「学校現場における虐待防止に関する研修教材(令和2年1月文部科学省)」、「福岡県子ども虐待対応マニュアル(平成24年3月)」、「子ども虐待対応ハンドブック(平成24年3月)」を活用した校内研修等により教職員の対応力の向上を図っています。

・11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせた標語募集を、児童相談所と連携して行うなど、児童虐待防止の理解促進を図っています。

・スクールソーシャルワーカーの活用により、家庭環境改善に向けた学校と福祉関係機関との連携強化を図っています。

・県の指導主事等が要保護児童対策協議会に参加し、その内容を市町村教育委員会や学校へ周知しています。(義務教育課)

・平成29年1月に改正された児童福祉法等により、教職員が児童相談所長等に、個人情報保護や守秘義務の観点から考慮した上で、必要な情報を提供すること等の周知を行っています。

・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携強化について」(平成31年3月)及び「児童虐待防

止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(令和元年7月)の通知を通じて、学校における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子供の適切な保護等について、連携強化すべき関係機関との連携による速やかな対応への取組を進めるよう、周知を行っています。

・一学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(文部科学省令和2年6月改訂版)や「学校現場における虐待防止に関する研修教材(令和2年1月文部科学省)」、「福岡県子ども虐待対応マニュアル(平成24年3月)」、「子ども虐待対応ハンドブック(平成24年3月)」を活用した校内研修等により教職員の対応力の向上を図っています。

・11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせた標語募集を、児童相談所と連携して行うなど、児童虐待防止の理解促進を図っています。

・スクールソーシャルワーカーの活用により、家庭環境改善に向けた学校と福祉関係機関との連携強化を図っています。

・県の指導主事等が要保護児童対策協議会に参加し、その内容を市町村教育委員会や学校へ周知しています。(義務教育課)

・平成29年1月に改正された児童福祉法等により、教職員が児童相談所長等に、個人情報保護や守秘義務の観点から考慮した上で、必要な情報を提供すること等の周知を行っています。

・「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携強化について」(平成31年3月)及び「児童虐待防

等を配布し、緊急情報伝達時の適切な行動について周知しています。

・防災教育に関する効果的な指導方法等の実践研究を行っている、市町村を単位としたモデル地域の研究成果を各学校に普及してまいります。(義務教育課)

⑤これまでの自然災害を踏まえた有事対策に関する各自治体への指導及び助言

・災害時の避難所については、市町村の防災担当部局等において、設置・運営されるものです。

しかし、現実には、災害時の混乱の中、当該部局が避難所の運営の体制を整えることが困難な災害発生から一定期間は、学校の教職員が施設管理の面からも避難所運営の協力を行わざるを得ないのが現状です。

このようなことから平成29年1月に文部科学省から、学校が避難所となった場合を想定して教職員が学校教育活動の再開などの本来業務を行うことができるよう、学校避難所運営の方策の作成及び防災担当部局等との協力体制の構築等を行うよう通知がなされ、県教育委員会から各市町村教育委員会へ周知を行っております。

今後とも、この通知を踏まえ、市町村教育委員会に対し、必要な助言や支援に努めてまいります。(総務企画課)

(二)インターネット環境が常態化している現在、児童・生徒が犯罪に巻き込まれがちな有害サイト等への取り締まり、自粛指導等に関係方面へ強く要請していただきたい。また、児童・生徒がインターネット・携帯電話・スマートフォン等を使用するにあたってのモラル指導の充実を引き続き図っていただきたい。

①有害サイト等の実態把握を行い、小・中・高校生及び保護者への情報提供と支援と指導の充実

・有害サイトへの対策として、県では、平成30年3月に福岡県青少年健全育成条例を改正し、スマートフォン等を青少年に販売する際、携帯電話販売代理店等が保護者に対してフィルタリングソフトの必要性について説明したうえで、その内容を記載した書面を交付するよう義務付けを行いました。

条例改正を踏まえ、携帯電話販売代理店等に対し、条例に基づき立入調査を重点的に実施し、改正内容の周知を図るとともに、必要な指導を行っています。

また、ネットトラブルを抱えて悩む子どもたちを支援するため、令和3年4月に「福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口」を開設しました。ネットトラブルを抱える子どもたち、保護者や教員からの相談に、ネットトラブルに詳しい専門の相談員が対応しています。

さらに、フィルタリングの重要性を啓発する保護者向け研修会を実施しています。(青少年育成課)

・有害サイト等への対応については、学校警察連絡協議会(県警担当部署等)との連携を図るとともに、管理職や生徒指導担当教員の研修会等において、被害の現状やその防止策について研修を行い、学校での指導に生かしています。

また、各学校には、携帯・スマホ等の取扱いに関する方針を明確にすることや、学校・家庭・地域が一体となって、PTA・生徒会等が連携して使用時間等のルールづくりを行うよう指導を行っています。(義務教育課)

②SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)に関する問題行動等の実態を把握し広く情報提供を行い、保護者、地域への啓発を目的とした講習会等の充実と、国や関係企業への対策要請

・県では平成26年に学校PTA、通信事業者、国教育委員会等で構成する「福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会」を設置し、それぞれの団体の取組についての情報交換や、今後の活動についての協議を行っています。

令和4年8月から、オンラインゲームの実演を通して見知らぬユーザー同士がつながる仕組み、課金の仕組み等、オンラインゲームの特性を認識し、家庭でのネット利用のルール作りにつなげる保護者向け研修会を実施しています。

また、PTAなど地域で開催される学習会へネット問題に詳しい講師を紹介し、ネットトラブル等に對する理解の促進を図る「ネット依存防止地域ミーティング」事業を実施しています。(青少年育成課)

・平成19年度から、公立学校で規範意識を育成する学習活動を実施しています。特に出会い系サイト、ネットいじめ等、安易にSNSを使用することの危険性等について、講師を招いて児童生徒が保護者と共に学ぶ機会を設定し、情報モラル教育の推進を図っているところです。

また、平成24年度以降いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭向け)に「ネット上のいじめ」に関する内容を加え、小中学校の全保護者への配布を行っています。

さらに、「LINE指導

ガイドブック」を福岡県教育センターにおいて作成し、校内研修での指導を行っています。

県教育委員会におきましては、「情報モラルに関する指導の充実」に係る重点課題研究として、指定校において、情報社会でのルール・マナーを遵守すること、情報を正しく安全に利用することなど、情報モラルを高める指導について実践的な研究を進め、その成果を各市町村へ発信してまいります。(義務教育課)

③酷暑による熱中症等から児童・生徒を守るため、教職員、保護者、児童・生徒に対する知識・対応の普及・啓発を行うとともに、具体的な対策を検討していただきたい。

・熱中症事故の防止については、これまで、各県立学校及び市町村教育委員会、学校体育団体に対して、熱中症予防に関する通知文を發出し、「児童生徒等の健康状態を十分に把握すること」と、「活動中は暑さを防ぐ工夫やこまめな水分補給・塩分補給を行うこと」、「気象情報や児童生徒等の体調を踏まえ、躊躇なく計画の変更・中断等を行うなど適切な措置を講ずること」(気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと)といった具体的な対策を取るよう依頼しています。

また、暑さ指数(WBGT)について、それぞれの活動場所において的確に把握するために、電子式の装置等による測定を依頼しています。

併せて、部活動や体育大会の練習等の学校管理下の(含む登下校中)での熱中症事故等の防止について適

宜通知文を發出し、注意喚起を行っています。(体育スポーツ健康課)

④学校給食での、安心・安全でおいしい食材の提供に配慮するため、学校給食衛生管理基準に基づく、児童生徒の命と健康を守る「食に関する指導」の継続と推進に努力していただきたい。

・県教育委員会としては、市町村教育委員会に対して、学校給食用食品選定のための委員会等を設置し、食品の安全性が確保され、地場産物の活用など教育的配慮がなされた学校給食を作るために、学校給食で使用する食品等の検診を行うよう指導しています。

食に関する指導においては、児童生徒が食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにすることや、食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養うこと等を目標に設定し、指導しています。(体育スポーツ健康課)

⑤アレルギー反応による生命の危険から児童・生徒を守るため、アナフィラキシー補助治療剤(エピペン)に対する知識や理解を深める目的の講習会及び、その他の救命に関する内容も含めた、対処法の教育現場での徹底を図るため、救命救急講習等を、全教職員を対象に行っていただきたい。

・アレルギー講習会(エピペンの取扱いを含む)については、教職員を対象として開催しております。今年度も、1人でも多くの教職員が参加できるよう、2回の開催を予定しております。県教育委員会として、毎年

年、全ての新任養護教諭を対象として、AED等を用いた心肺蘇生法の救急法に関する講習を行い、教職員の実質向上を図っております。(体育スポーツ健康課)

⑥知事部局及び関係機関との連携強化による、福岡県青少年健全育成条例の趣旨の徹底と、条例強化に向けた対応をお願いしたい。

①福岡県青少年健全育成条例の周知と啓発

・福岡県青少年健全育成条例(以下「条例」という)では、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある有害図書類の青少年への販売等を禁止しています。また条例では、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧できないよう、フィルタリ

ングの活用を保護者や事業者者に求めており、県では有益なフィルタリングソフトの推奨も行っていきます。

さらに条例では、青少年に対するわいせつな行為や、いれずみを施す行為、深夜に外出させる行為などを禁止しています。

これらの内容については、パンフレットの配布や県政出前講座等を通じて周知・啓発を行っているところですが、今後とも、あらゆる機会を捉えて条例の周知を図ってまいります。

②第3章「制限」「禁止」の項目に関する関係当局による厳正な指導監督

・条例の実効性を確保するため、毎年7月と11月に書店やコンビニエンスストア・インターネットカフェ・カラオケ店、携帯電話販売代理店等の立入調査を実施し、業界指導に努めております。

今後とも住民に身近な市町村等と連携を図りながら、青少年にとって良好な

環境を整備し、健全育成を推進してまいります。

③県青少年育成条例の危険ドラッグ等への対応を図る改正並びに強化

・県では、平成26年に「福岡県薬物の濫用防止に関する条例」を制定し、青少年に限らず、危険ドラッグ等の製造、販売・授与、所持使用等を禁止しています。

青少年健全育成条例においても、平成27年に施行規則を改正し、青少年が危険ドラッグ等を使用するための場所を提供する行為を禁止しています。青少年を健全に育成する環境の整備を図るため、新たな課題にも積極的に対応してまいります。(青少年育成課)

## 2 教育の充実を図る 教職員配置

「学校危機マニュアル作成の手引き」を参考に、類似遊具も含め、安全点検を実施するよう指導してまいります。(義務教育課)

(1) 小学校における定数欠や中学校における教科欠について、早急に解消していただきます。

・正規教諭の採用数については、退職者を上回る採用を行っており、今年度実施の採用試験においては、小中合わせて50人増員し、10000人としたところです。

なお、教員採用試験の案内については、県内外の大学を訪問し、より多くの学生への周知や、全ての試験の出願において、原則オンライン申請とするなど、志願者増を図っております。引き続き正規教諭率の向上に努めてまいります。

また、講師の確保については、県の広報紙への掲載、県内外の大学への訪問及び教育事務所による説明会等の取組を行っておりますが、近年、正規教諭の採用数を大きく増加させていることもあり、講師が正規教諭に切り替わるなど、講師登録者数が減少しております。このため、退職教員や教員採用試験受験者への講師の働きかけに努めています。(教職員課)

(2) いじめを始め様々な課題解決や学力向上に向けた適正な教員配置をお願いしたい。特に、少人数学習指導などきめ細かな指導と確かな学力定着のため、小学校における専科教員配置や指導方法工夫改善教員・児童生徒支援加配教員等の継続配置及び拡充を推進していただきます。

・これまで、教職員定数の充実については、都道府県教育長協議会等で要望してきたところですが、小学校35人学級の進展等により、定数の増となってまいります。

なお少人数学級の推進については、既存の加配を減らすことなく実施するよう、県独自でも要望をしております。

今後県に追加の充実を要望するにも定数確保に努めてまいります。(教職員課)

(3) 外国籍児童・生徒の増加に伴い、学習指導等における教員の負担が増しているため、日本語指導教員等の配置の拡充を図っていただきます。

・日本語指導に係る加配教員については、国からの加配定数を活用し配置しているところですが、平成29年度から10年間で段階的に日本語指導の対象児童生徒18人に対し1人の割合で定数が措置されることになっております。

県としては、国から相当される定数の効果的な配置に努めてまいります。考えをめぐらせてまいります。(教職員課)

(4) 児童・生徒1人1人に行き届く学習指導、生徒指導の実現、新しい生活様式に対応するため、小学校低学年における30人学級の表現に向けて学級編制の標準的な柔軟な運用を進めていただきます。

・学級編制については、令和7年度までに小学校において35人学級が整備され、県教育委員会としましては、中学校においても35人学級が実現するよう、あらゆる機会において国に要望してまいります。

なお、30人学級などの少人数学級については、各市町村教育委員会の判断で配当された定数を有効活用

し、あるいは独自に常勤講師等を採用するなどの方法で、柔軟に少人数学級編制が行えるよう、制度を弾力化しているところです。(教職員課)

(5) 発達障がい等支援が必要な児童・生徒に対する指導の充実を図るため、加配教員や介助員等の配置増等による特別支援教育指導体制の整備に努めていただきます。

・発達障がい等支援が必要な児童生徒に対する加配教員の配置については、通級指導教室への定数配置など、国の計画に沿って整備を図っているところです。

また、通級指導に係る加配教員については、国からの加配定数を活用し配置しているところですが、平成29年度から10年間で段階的に通級による指導の対象児童生徒13人に対し1人の割合で定数が措置されることになっております。

県としては、国から相当される定数の効果的な配置に努めてまいります。考えをめぐらせてまいります。(教職員課)

・各学校では、発達障がい等障がいのある児童生徒について、個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を努めており、特別支援教育コーディネーターを指名するともに、児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行う校内委員会を設置し、一人一人の教育的ニーズに 대응するための校内支援体制の充実を図っています。

また、県教育委員会は、専門家による巡回相談や研修会の実施を通して、教員の専門性を向上させるとともに、指導の成果を学校間で円滑に接続できるように「ふくおか就学サポートノート」及び「引き継ぎシート」の活用を推進しています。

こうした取組を通して、発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する一貫した継続性のある支援体制の整備に努めています。(特別支援教育課)

(6) 過疎地域等における児童・生徒数の減少に伴い、廃校や複式学級編制が加増しつつある現在、児童・生徒一人一人の学習権保障の立場から、学級編制基準の見直しを国及び文部科学省に要望していただくとともに、県単措置による加配教員配置の小学校への拡大等、弾力的な運用の継続と充実をさらにお願いいたします。

また、複式学級には講師を配置するよう指導と助成を重ねてお願いいたします。

・複式学級に係る学級編制基準の見直しについては、教育長協議会等を通して国に要望しているところです。また、加配教員については、県単措置により、中学校においては複式学級を完全に解消し、小学校においても改善に努めてきたところです。

講師の配置につきましては、各市町村教育委員会の判断で行っており、また、助成については、現在の県の財政状況からも困難であります。(教職員課)

(7) 児童・生徒の読書活動を一層推進するため、積極的に市町村と連携し、図書司書の全校配置が早期に実現するよう、引き続き市町村への働きかけをしていただきます。

・学校司書は、令和3年度の調査では、指定都市を除く県内小学校で約88・0%、中学校で約93・5%の学校に配置されています。

学校司書の配置については、地方交付税措置が講じられており、県教育委員会として、各市町村教育委員会に対し、このことについて周知・助言を行っているところです。

今後とも、学校司書の配置の充実に向け、市町村に對して、任用を前向きに検討していただくよう依頼するにとともに、必要となる予算の確保について努めてまいります。

また、運動部活動顧問を対象に指導力向上研修会を開催し、運動部活動に関する指導者の資質向上と運動部活動の適切な運営が図られるよう指導してまいります。(体育スポーツ健康課)

(11) 文科省が令和5年度から実施予定である「部活動の地域移行」について、県としてどのように進めていくか市町村教育委員会及び中学校に具体的な要領等を示していただきます。また、事業実施の意義を保護者等に理解していただくため、十分な周知に努めてまいります。

「部活動の地域移行」については、市町村の実態を把握するとともに、国のガイドライン改定などの動向を踏まえ、県としての方向性を示す予定です。

しかしながら、改革の実施主体は各市町村であり、具体的な方策については、地域の実情に応じて各市町村で進めていくこととなります。

福岡県教育委員会としては、令和3年3月に「教職員の働き方改革取組指針」を改定し、教職員の時間外在校等時間の上限時間に関する新たな数値目標を設定するとともに、「公立学校における教職員の働き方改革推進ハンドブック」を改定し、各学校の実情に応じた取組を進めているところです。

小中学校における働き方改革については、服務監督権者である市町村教育委員会に対して、県と同様に取組んでいただくよう、会議等の様々な機会を通じて働きかけを行っています。

なお、県教育委員会においても、ICTを活用した業務改善の推進のための県

内取組事例を掲載したパンフレットの作成や授業準備等の支援としての指導資料等の作成、諸調査の削減、部活動指導員や支援スタッフの配置への支援等を実施しているところです。(教職員課)

(8) 学校保健室の相談機能の充実並びに緊密化する保健業務に対応するため、養護教諭の複数配置及び小規模校を含めた全校配置を実現するために、国、県及び市町村への働きかけ等を推進していただきます。

・養護教諭については、国の基準に沿って配置に努めているところです。

なお、国において、チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化として養護教諭等の配置充実を含む教職員定数改善が検討されており、その動向を踏まえて適切に対応してまいります。(教職員課)

(9) 食育指導の充実を図るため、栄養職員や栄養教諭の全校配置をお願いいたします。

・栄養教諭については、国の基準に沿って配置に努めているところです。

なお、国において、チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化として栄養教諭等の配置充実を含む教職員定数改善が検討されており、その動向を踏まえて適切に対応してまいります。(教職員課)

(10) 中学校における部活動において、部活動指導員を配置するための予算確保と、指導者の資質向上に努めていただきます。

・平成30年度から、部活動指導員を配置している市町村に対し、費用の2/3を補助する事業を実施しており、本年度は、現時点で23市町村から申請が来ています。

本事業は補助事業であり、設置者が部活動指導員

を任用していないと実施できないため、部活動指導員を任用していない市町村に対して、任用を前向きに検討していただくよう依頼するにとともに、必要となる予算の確保について努めてまいります。

また、運動部活動顧問を対象に指導力向上研修会を開催し、運動部活動に関する指導者の資質向上と運動部活動の適切な運営が図られるよう指導してまいります。(体育スポーツ健康課)

(11) 文科省が令和5年度から実施予定である「部活動の地域移行」について、県としてどのように進めていくか市町村教育委員会及び中学校に具体的な要領等を示していただきます。また、事業実施の意義を保護者等に理解していただくため、十分な周知に努めてまいります。

「部活動の地域移行」については、市町村の実態を把握するとともに、国のガイドライン改定などの動向を踏まえ、県としての方向性を示す予定です。

しかしながら、改革の実施主体は各市町村であり、具体的な方策については、地域の実情に応じて各市町村で進めていくこととなります。

福岡県教育委員会としては、令和3年3月に「教職員の働き方改革取組指針」を改定し、教職員の時間外在校等時間の上限時間に関する新たな数値目標を設定するとともに、「公立学校における教職員の働き方改革推進ハンドブック」を改定し、各学校の実情に応じた取組を進めているところです。

小中学校における働き方改革については、服務監督権者である市町村教育委員会に対して、県と同様に取組んでいただくよう、会議等の様々な機会を通じて働きかけを行っています。

なお、県教育委員会においても、ICTを活用した業務改善の推進のための県

## 3 教育環境の整備

(1) 義務教育の視点に立ち、地域間及び学校間格差が生じないよう以下の教育環境の整備状況について、実態調査を徹底していただき市町村教育委員会にご指導をお願いいたします。

①気候の変化、光化学スモッグ、PM2.5の飛来及び授業時数の確保や学力向上の取組に伴う夏季授業の増加等に対応するため、快適な学習環境づくりとして、全ての教室へ冷暖房設備の早期設置の推進

・空調設備については、平成30年度、国の補正予算で冷暖房設備の臨時特例交付金が措置されました。県教育委員会としても、市町村に対して本交付金の積極的な活用を促してきました。

その結果、令和4年9月1日現在、本県の公立小中学校の普通教室の空調設置率は、100%となっております。一方、特別教室の空調設置率は、63・6%となっております。空調設置を更に進めていくべきであると認識しております。空調設置については、国庫補助対象となっており、また、令和2年12月に閣議決定された「防災・国土強靭化のための5か年加速化対策」の対象事業として地方財政措置が講じられておりますので、設置者である市町村に対して、各学校の要望等を考慮して計画的に設備改修を図られるよう指導・助言してまいります。

なお、県教育委員会としては、市町村の施設整備事業が計画どおり円滑に、かつ、確実に実施できるよう十分な予算を早期に確保するため、夏に直接文部科学省に要望を行っております。

今後、この要望活動を継続し、国に働きかけを行ってまいります。(施設課)

②タブレットの利用状況について地域間及び学校格差が生じないように対応をお願いいたします。

・GIGAスクール構想により、令和2年度中に全ての小中学校等において1人1台端末及び高速大容量の通信環境が整備されました。文部科学省及び県独自の実態調査では、児童生徒が1人1台端末を活用して学習を行うことができる環境は十分に整っているものの、地域間及び学校間での活用状況等に格差がある

て、計画的な整備が図られるよう指導・助言してまいります。(施設課)

③生活様式の変化に対応するため、洋式トイレの実態調査と設置の促進

・トイレの洋式化については、各学校の実情を踏まえ、各市町村が取り組んでいるところがございます。

令和2年9月1日現在、本県の公立小中学校の洋便器率は、56・0%(全国平均57・0%)となっております。

トイレ環境の改善整備については、国庫補助対象となっており、また、令和2年12月に閣議決定された「防災・国土強靭化のための5か年加速化対策」の対象事業として地方財政措置が講じられておりますので、設置者である市町村に対して、各学校の要望等を考慮して計画的に設備改修を図られるよう指導・助言してまいります。

なお、県教育委員会としては、市町村の施設整備事業が計画どおり円滑に、かつ、確実に実施できるよう十分な予算を早期に確保するため、夏に直接文部科学省に要望を行っております。

今後、この要望活動を継続し、国に働きかけを行ってまいります。(施設課)

④タブレットの利用状況について地域間及び学校格差が生じないように対応をお願いいたします。

・GIGAスクール構想により、令和2年度中に全ての小中学校等において1人1台端末及び高速大容量の通信環境が整備されました。文部科学省及び県独自の実態調査では、児童生徒が1人1台端末を活用して学習を行うことができる環境は十分に整っているものの、地域間及び学校間での活用状況等に格差がある

て、計画的な整備が図られるよう指導・助言してまいります。(施設課)

③生活様式の変化に対応するため、洋式トイレの実態調査と設置の促進

・トイレの洋式化については、各学校の実情を踏まえ、各市町村が取り組んでいるところがございます。

令和2年9月1日現在、本県の公立小中学校の洋便器率は、56・0%(全国平均57・0%)となっております。

トイレ環境の改善整備については、国庫補助対象となっており、また、令和2年12月に閣議決定された「防災・国土強靭化のための5か年加速化対策」の対象事業として地方財政措置が講じられておりますので、設置者である市町村に対して、各学校の要望等を考慮して計画的に設備改修を図られるよう指導・助言してまいります。

なお、県教育委員会としては、市町村の施設整備事業が計画どおり円滑に、かつ、確実に実施できるよう十分な予算を早期に確保するため、夏に直接文部科学省に要望を行っております。

今後、この要望活動を継続し、国に働きかけを行ってまいります。(施設課)

④タブレットの利用状況について地域間及び学校格差が生じないように対応をお願いいたします。

・GIGAスクール構想により、令和2年度中に全ての小中学校等において1人1台端末及び高速大容量の通信環境が整備されました。文部科学省及び県独自の実態調査では、児童生徒が1人1台端末を活用して学習を行うことができる環境は十分に整っているものの、地域間及び学校間での活用状況等に格差がある

て、計画的な整備が図られるよう指導・助言してまいります。(施設課)

③生活様式の変化に対応するため、洋式トイレの実態調査と設置の促進

・トイレの洋式化については、各学校の実情を踏まえ、各市町村が取り組んでいるところがございます。

令和2年9月1日現在、本県の公立小中学校の洋便器率は、56・0%(全国平均57・0%)となっております。

トイレ環境の改善整備については、国庫補助対象となっており、また、令和2年12月に閣議決定された「防災・国土強靭化のための5か年加速化対策」の対象事業として地方財政措置が講じられておりますので、設置者である市町村に対して、各学校の要望等を考慮して計画的に設備改修を図られるよう指導・助言してまいります。

なお、県教育委員会としては、市町村の施設整備事業が計画どおり円滑に、かつ、確実に実施できるよう十分な予算を早期に確保するため、夏に直接文部科学省に要望を行っております。

今後、この要望活動を継続し、国に働きかけを行ってまいります。(施設課)

県PTAの陳情内容と県からの回答

※青文字が陳情内容

ことが分かりました。このことを解決するため、令和4年3月に「福岡県学校教育ICT活用推進方針」を策定して周知する

では、屋内運動場等の吊り天井等、非構造部材を含めた耐震化を一刻も早く完了させるよう指導してまいります。

また、防犯対策、防災機能強化等、児童生徒の安全確保や避難所として利用するための施設整備や、小学校の学級編成の標準が段階的に引き下げられることを踏まえた教室等の確保のため、施設整備に対する国庫補助制度もご紹介します。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

文科省の耐震改修状況フォローアップ調査(令和3年4月)では、県内2市町6棟が耐震化未実施と報告されているため、速やかに耐震化が完了するように対応をお願いしたい。

また、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針(令和3年4月改正)では、学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場、地域のコミュニティの拠点、災害発生時の避難所としての重要施設であるため、①耐震性の確保

②防災機能の強化 ③バリアフリー化 ④衛生環境の改善 ⑤空調調和設備の整備 ⑥防犯対策 など安全性の確保を図る整備を進めることが求められている。

また、小学校(義務教育)学校の前期課程を含む)の学級編成の標準が令和7年度まで段階的に引き下げられることを踏まえた教室不足の解消を図る整備も求められており、市町村委員会に指導をお願いしたい。

公立学校施設の耐震化につきましては、県内市町村にあっては、概ね完了の目途がたついているところですが、未完了の市町村に対し

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

また、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針(令和3年4月改正)では、学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場、地域のコミュニティの拠点、災害発生時の避難所としての重要施設であるため、①耐震性の確保

②防災機能の強化 ③バリアフリー化 ④衛生環境の改善 ⑤空調調和設備の整備 ⑥防犯対策 など安全性の確保を図る整備を進めることが求められている。

また、小学校(義務教育)学校の前期課程を含む)の学級編成の標準が令和7年度まで段階的に引き下げられることを踏まえた教室不足の解消を図る整備も求められており、市町村委員会に指導をお願いしたい。

公立学校施設の耐震化につきましては、県内市町村にあっては、概ね完了の目途がたついているところですが、未完了の市町村に対し

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

また、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針(令和3年4月改正)では、学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場、地域のコミュニティの拠点、災害発生時の避難所としての重要施設であるため、①耐震性の確保

②防災機能の強化 ③バリアフリー化 ④衛生環境の改善 ⑤空調調和設備の整備 ⑥防犯対策 など安全性の確保を図る整備を進めることが求められている。

また、小学校(義務教育)学校の前期課程を含む)の学級編成の標準が令和7年度まで段階的に引き下げられることを踏まえた教室不足の解消を図る整備も求められており、市町村委員会に指導をお願いしたい。

公立学校施設の耐震化につきましては、県内市町村にあっては、概ね完了の目途がたついているところですが、未完了の市町村に対し

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

また、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針(令和3年4月改正)では、学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場、地域のコミュニティの拠点、災害発生時の避難所としての重要施設であるため、①耐震性の確保

②防災機能の強化 ③バリアフリー化 ④衛生環境の改善 ⑤空調調和設備の整備 ⑥防犯対策 など安全性の確保を図る整備を進めることが求められている。

また、小学校(義務教育)学校の前期課程を含む)の学級編成の標準が令和7年度まで段階的に引き下げられることを踏まえた教室不足の解消を図る整備も求められており、市町村委員会に指導をお願いしたい。

公立学校施設の耐震化につきましては、県内市町村にあっては、概ね完了の目途がたついているところですが、未完了の市町村に対し

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

4 生徒指導の充実

(1) いじめ・不登校・虐待等の実態把握の上、状況改善に向けて、スクールカウンセラー等、小・中学校への配置時間の増加等の適切な配置を早急にお願いたい。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践的指導力の向上を図ってまいります。

学校は、小学校が440校(100%)、中学校が198校(99.5%)でした。その中でも、433校の小学校、190校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

5 PTA活動の振興

(1) 家庭教育の充実、学校教育の支援、地域社会との連携を担うPTA活動はますます重要性を増している現状をふまえ、PTA活動の更なる充実のため、助成金については従来どおりの確保をお願いしたい。

現在、県PTA連合会に對しては、事業費等に係る助成を行っています。

また、県PTA連合会に對しては、事業費等に係る助成を行っています。

また、県PTA連合会に對しては、事業費等に係る助成を行っています。

また、県PTA連合会に對しては、事業費等に係る助成を行っています。

また、県PTA連合会に對しては、事業費等に係る助成を行っています。

また、県PTA連合会に對しては、事業費等に係る助成を行っています。

また、県PTA連合会に對しては、事業費等に係る助成を行っています。

6 その他

(1) 土曜日の学校行事や授業等、学校での活用の実態を把握し、各地域や学校の実情に合わせた運用がなされるようにしていただきたい。

令和3年度においては、政令市を除く県内の小学校192校(43.6%)、中学校104校(52.3%)において土曜授業が実施されています。

このうち、小学校109校、中学校46校で学校行事が行われています。また、小学校151校、中学校82校で通常の授業が行われています。

これらの学校においては、保護者や地域住民等の外部人材を活用したり、補充学習や少人数指導を実施したりするなど、各地域や学校の実情に応じた様々な工夫が行われています。

また、本事業は、継続して実施していくことで、学校や地域の教育力を高めるとともに、教師が子どもと向き合う時間の確保にも資するという認識に立ち、来年度以降も継続できるように努めます。

また、本事業は、継続して実施していくことで、学校や地域の教育力を高めるとともに、教師が子どもと向き合う時間の確保にも資するという認識に立ち、来年度以降も継続できるように努めます。

また、本事業は、継続して実施していくことで、学校や地域の教育力を高めるとともに、教師が子どもと向き合う時間の確保にも資するという認識に立ち、来年度以降も継続できるように努めます。

また、本事業は、継続して実施していくことで、学校や地域の教育力を高めるとともに、教師が子どもと向き合う時間の確保にも資するという認識に立ち、来年度以降も継続できるように努めます。

周知をお願いしたい。

また、事業実施にあたっては事務手続きの簡素化、及び事業の継続性についても併せてお願いしたい。

平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、全県の公立学校に学校運営協議会を設置することが努力義務となりました。

未導入及び導入1、2年目の市町村及び学校の管理職等を対象としたコミュニティ・スクール導入・推進に向けた研修会の実施や導入済の市町村及び学校の管理職等を対象にした研修会の実施を通して、地域学校協働活動との一体的推進の必要性等について周知してまいります。

また、地域学校協働活動事業については、県内6教育事務所が引き続き実施主体である市町村の担当課や教育長会、校長会などの事業説明や各種研修会での事業周知に努めています。

令和3年度は、51市町村の実施でした。今後も周知に努めてまいります。

事務手続きについては、簡素化に向けて提出書類の様式等を見直ししております。

また、本事業は、継続して実施していくことで、学校や地域の教育力を高めるとともに、教師が子どもと向き合う時間の確保にも資するという認識に立ち、来年度以降も継続できるように努めます。

また、本事業は、継続して実施していくことで、学校や地域の教育力を高めるとともに、教師が子どもと向き合う時間の確保にも資するという認識に立ち、来年度以降も継続できるように努めます。

※陳情内容と県からの回答の全文は県PTAホームページからも閲覧できます。

PTA学校給食教室

おいしく・楽しく「食育」を学ぶ

栄養教諭の指導で調理実習を行いました♪

※写真は京築・北筑後地区での給食教室の様子。



少ない調味料でしっかり味がついて驚いた。ひと手間でこんなにおいしくなるんですね。

班の方がとても効率よく調理されていて勉強になりました！

日頃使わない食材を使ったメニュー、ぜひ家でも作ってみたい。

毎日の食の大切さを再認識できました。

※参加者アンケートより

子どもたちの健やかな成長に欠かせない「食習慣」について理解を深めるための「PTA学校給食教室」(主催・福岡県教育委員会、福岡県PTA連合会、公益財団法人福岡県学校給食会)が、3年ぶりに開催されました。10月5日・京築、11月2日・北筑後、11月30日・筑豊の各日程で3ブロックで実施されました。

学校給食には栄養面だけでなく「食文化への理解を深める」「生命の尊重や環境保全の意識を養う」などの目標があり、学校生活や授業のさまざまなシーンで食育を織り込んでいっていると話しました。講話の後は、3〜4人の班に分かれて調理実習。実際の給食と同じメニューを、ほぼ同じ調理法で作ります。サラダの野菜も茹でて使う、揚げ物の内部の温度を測るといった徹底した衛生管理や献立の工夫に、参加者から驚きと感謝の声が上がりました。

令和4年度 子育て研修会

「食卓の力 —子どもの心もはぐくむ食—」

11月9日、春日市・クローバープラザで子育て研修会が開催されました。昨年度までは「母親代表者研修会」の名称で開催されていましたが、今年度より「子育て研修会」に名称を変更。「男女に関わらず活発な意見交換ができる場」として発展させていきたい。今日の研修会はその「第一歩」と、県PTA母親代表者会代表・岩崎奈津美さんが会の主旨説明を行いました。

大切なのは心を満たすこと

講演会では作家・食育研究家の佐藤剛史さんが登壇。少年犯罪と家庭の食事の関係を示すデータや、食事を通して暴走族

日までの期間限定。いまこの時の1食1食を大切にしてください。

子どもに「あなたのことが大切なんだよ」と伝え、親子の信頼や愛着を形成する。凝った料理でなくてもいい、湯気がのぼる食卓を家族で囲んでほしい。大切なのは心が満たされること」と話しました。そして、学校の先生や地域の人から愛情を注



佐藤さんの講演は胸を打つエピソードの数々、示唆に富む内容でした。



パスワード: kosodate1109

★福岡県PTA連合会ホームページで配信中!ぜひご覧ください。トップページ→【最新のお知らせ】

第2回 学ビバ!! FUKUOKA 2022福岡県大会

「ネット社会における上手な子育て」

犯罪 課金 いじめ



北九州市PTA協議会、福岡市PTA協議会、福岡県PTA連合会からなる三P協連絡協議会が主催する「学ビバ!! FUKUOKA」の第2回が10月22日、福岡市・なみきスクエアで開催されました。子どもたちの

子どもと揉めることを恐れず、ネットやスマホの話をしよう

第一部では福岡県青少年育成課の川崎和範氏が、小・中・高生のネット利用の実態やトラブルの実例を紹介。「ほぼ2人に1人はオンラインゲームの経験がある」「ネットに起因する犯罪の96%は性犯罪」な

ネットやスマホ利用が当たり前になりつつある現代、SNSなどに起因するトラブルや犯罪は人ごとではありませぬ。子どもたちを守るためには、まず大人がスマホやSNSについて正しい知識をもつことが必要です。今回は「ネット社会における上手な子育て」をテーマに、行政関係者、通信事業者、教職員、保護者といった多彩なパネリストが集まり討議を行いました。

パネリストによる討議では、SNSがきっかけのいじめや不登校など学校現場で起こっているトラブルの話や、家庭での子どもとの対話の工夫などについて建設的な議論が交わされました。



「大人自身がスマホに依存せず、用事がある時以外は使わない姿を見せることも大切」と話す梅川氏とパネリストの皆さん。



パスワード: viva1022

### 福岡 行事復活に向けて

太宰府市立太宰府南小学校

太宰府南小学校では、毎年、地域・学校合同運動会を実施していました。しかし、折からのコロナ禍のため、ここ3年間実施できていません。コミュニティスクールである本校は、学校運営協議会で地域・学校合同運動会開催に向けて、毎年協議を重ねてきましたが、本年度も開催することができませんでした。

過去3年を振り返ってみると、3年前の令和2年は運動会自体が中止、昨年令和3年は児童だけで、学年別の運動発表会、そして今年は、全児童が一堂にグラウンドに集合しての運動会を、去る10月29日に開催できました。当日はもちろん、事前のテント張り等に保護者ボランティアにお手伝いいただき、運動会当日は児童も保護者も大いに盛り上がる事ができました。徐々にではありますが、以前の盛り上がりを取り戻してきているのではないかと思います。

来年度はここに、地域の方々を加えて4年ぶりに地域・学校合同運動会を復活開催したいと思えます。コロナ対策・熱中症対策等、乗り越えなくてはならない課題は多々ありますが、保護者アンケートを実施し、広く意見を求め、児童のために総力結集して地域・学校運動会を復活していきます。

(太宰府南小PTA会長 進藤崇)



3年ぶりに全児童で開催された運動会



取り組みで早寝やゲーム時間短縮などの成果が

### 筑豊 生活習慣づくりで連携を

添田町立中元寺小学校

添田町立中元寺小学校は、英彦山の麓にあり、豊かな緑に囲まれ、歴史ある諏訪神社に見守られています。また、中元寺川をのぞむ自然環境に恵まれた小学校です。

本校では、「新」家庭教育宣言のテーマを「イキイキすくすくカードの取組」(=写真)として学校と家庭が連携した基本的な生活習慣づくりを目指しています。

実施時期は、年4回を設定し、1週間単位で生活の記録を行い、保護者がサイン、担任が内容をチェックし、養護教諭がその集約を担っています。

これまでの取り組みの課題として、「早寝」の実行が難しいことが挙げられていました。そこで、本年度は、4回のうち2回は「夜は、〇時までに寝よう」をテーマにして各家庭で目標を設定しました。また「ゲーム等の利用を〇時間までにしよう」「手洗いやうがいをしよう」など、強制としない自主的なものとして取り入れています。

この取り組みを通して、10時までに寝る児童や、ゲーム等の利用を1時間までにする児童が増えてきたことが成果として表れています。この期間を限定した取り組みを契機とし、基本的な生活習慣の確立に向け、さらに学校と保護者の連携を図っていききたいと思います。

(中元寺小PTA会長 川津圭一郎)

### 北九州 活動の充実を目指して

直方市立感田小学校

感田小学校は、直方市の北東部に位置し、児童数633名の市内小学校の中で最も大きな学校です。地域の協力も厚く、栽培活動や子どもたちの見守り活動、学校行事に積極的に関わっていただいています。

感田小学校PTAは、昨年度まで、コロナ禍の影響で思うようにPTA活動を進めることができませんでした。本年度は、「コロナ禍でのPTA活動の充実」を目指し、各専門委員会が活動内容を吟味し、感染防止対策を十分に講じながら活動を再開させているところです。これまでに、地域と連携した見守り活動や通学路安全点検、毎月初めには、あいさつ運動などを行うことができました(=写真)。

あいさつ運動は、感田小では、保護者と児童会が連携して行い、校内に気持ちのよいあいさつを広げています。また、PTA広報紙の発行回数を増やし、保護者へ学校行事の様子やPTA活動の啓発を積極的に行っています。

まだまだ、コロナ禍以前の状況にありませんが、今後も、おとなと子どもの学習会やPTAバザーなど、取り組みを継続していきたいと思えます。

(感田小PTA会長 矢野 愛)



気持ちのよい声が響くあいさつ運動

## 第16回 いじめ防止標語コンテスト 作品募集

締切 迫る 1月13日(金)まで

県Pでは、福岡県教育委員会の後援で6月と10月「いじめ撲滅月間」を設定し、PTA・保護者と先生方が手を携えていじめ防止と早期発見に努めています。その一環として「いじめ防止標語コンテスト」を実施しています。たくさんのご応募をお待ちしています。

- 《応募内容》いじめの防止・根絶を呼びかける標語
  - ◎文字数の規定はありません
  - ◎応募は児童・生徒1名につき1作品
  - ◎応募作品は未発表の日本語原稿に限る
  - ◎応募作品は返却しません

《応募締切》令和5年1月13日(金)

《応募対象》全国の小・中学校・義務教育学校(特別支援学校を含む)に在籍する児童・生徒

《表彰》文部科学大臣賞・全国賞・優秀賞・PTA推薦賞

《応募方法》作品は、担任の先生に提出し、各学校において学級あたり2割程度を選出し、応募一覧表とともに締切日までに県P事務局までご送付ください。

《送り先・問い合わせ先》

〒812-0046  
福岡市博多区吉塚本町13-50  
福岡県吉塚合同庁舎5階 福岡県PTA連合会  
☎092-643-7766



福岡県PTA連合会

## 第2回 まなびのひろば

時を刻む 学びと交流 ~子どもたちのために協働的活動を~

日時 令和5年1月21日(土) 13:00開会

参加費 無料

場所 アクロス福岡 イベントホール (福岡市中央区天神1-1-1)

対象 福岡県PTA連合会 会員

※集合型研修および録画配信

### プログラム

- 13:00~13:30 開会行事
- 13:30~14:30 “新”家庭教育宣言・実践発表
  - ◎大牟田市立天領小学校
  - ◎朝倉市立秋月小学校
  - ◎みやこ町立勝山中学校
- 14:40~16:00 基調講演 「みんな地球に生きる人」 アグネス・チャン氏
- 16:00~ 閉会行事



基調講演  
アグネス・チャン氏  
「みんな地球に生きる人」

★配信については県P連ホームページにてお知らせします。

★お申し込みはこちらから!➡

<https://forms.gle/HTghVZNwgtYzwrJD6>

定員 800名



### 京築 地域と共に これからも

豊前市立合岩小学校

合岩小学校は、豊前市の南側、かつて「一山五百坊」と形容された山伏修験の山「求菩提山」の麓にある、全校児童62名の学校です。そんな自然豊かな校区では餅米作り、柚子ジャム作り、求菩提山キャンプ場での宿泊体験等、地域の方々と関わりながら、特色ある体験活動を行っています。餅米作りでは収穫したもち米を精米し、1.5kgずつに分け、値段について話し合い、地域で開催される「軽トラ市」で販売するという活動をしています。柚子ジャム作りでは、収穫した柚子を、加工グループの皆さんに作り方を教わり、実際に学校で調理しました。柚子ジャムのことをこの地域では「郷煮」といいます。少しほろ苦くて、柚子の香り豊かな郷煮は、子どもたちも大好きです。

PTA活動では、研修委員会の保護者の皆さんが、毎月「朝の読み聞かせ」を行っています。喜んでくれそうな本を選び、子どもたちに読み聞かせています。子どもたちが集中して聞いてくれたり「その本読ませて」と借りに来てくれたりする姿に、やりがいを感じています。これからも、合岩小学校PTAの一員として、子どもたちの笑顔のために、できることを工夫しながら活動を進めていこうと思います。(合岩小PTA会長 尾家利尚)



子どもたちにも好評の「朝の読み聞かせ」



地域の方々との茶摘みの様子

### 北筑後 地域ので子供の笑顔を

うきは市立山春小学校

桜に囲まれた地域に愛される山春小学校は、111名の子どもたちが元気いっぱい学校生活を送っています。また「ささえる・つながる・楽しむ」を合い言葉にPTA活動を推進しています。本校PTA活動の一番の特徴は、地域の方々と共に子どもたちを育てることです。中でも100年以上続くお茶摘み体験は学校と地域が一体となり大切に継承されています(=写真)。茶畑維持委員による毎月の茶畑維持活動、全校児童や保護者、地域の方との草取りや肥料やり、そして5月には茶摘みやお茶会を行い、おいしいお茶をみんなで味わいます。今年度初めて4年生が道の駅うきはで製茶を販売し、あっという間に完売しました。

山春小の一大イベントといえば「フルーツコンサート」です。こんな状況だからこそ子どもたちの笑顔のために、地域とPTAの力で3年ぶりに開催することができました。本校児童の発表に加え、地元中学校の吹奏楽部や保育所の発表、そしてフルーツやアイス、ケーキなど出店での買い物を、子どもたちは思いっきり楽しんでいました。

これからも子どもたちの笑顔のために、学校・家庭・地域が一体となって、みんなの元気が出る活動を目指していきます。

(山春小PTA会長 伊福一大)

### 南筑後 未来へつなぐ

みやま市立水上小学校

皆さんが住んでいる地域には、大切にしたい自然や人、物語がありますか？

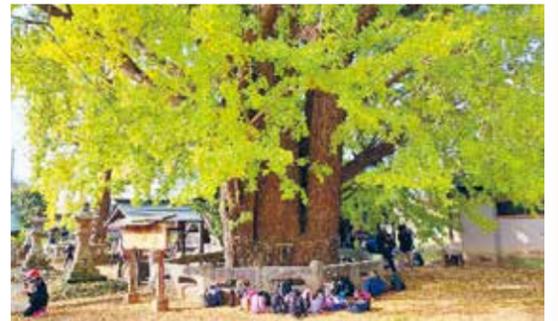
水上小学校では、毎年、全校生徒で水上小校区を探検する「水上アドベンチャー」という取り組みがあります。自分自身が住んでいる地域を子どもたちや先生、地域のサポーターの方、保護者と一緒に探検するわけですが、初めて参加して気付いたのは、想像以上に地域のことを知らないということでした。

大切にしたい自然には、老松神社にある大銀杏(=写真)、大切にしたい人には、地域のサポーターの方の地域愛、大切にしたい物語には、中の島公園の治水事業など、多くの「大切にしたい」を知ることができました。

温故知新という言葉があります。前に学んだことや昔の事柄をもう一度調べたり考えたりして、新たな道理や知識を見だし自分のものとする、という意味です。

今回、「水上アドベンチャー」で知った地域のことを大切にしつつも、未来へつなぐために新しいことにチャレンジできる水上校区であってほしいなと思いますし、PTAとしても懼れずに新しいことを取り入れていける団体でありたいと考えています。皆さんも地域のことを知り、未来へつないでいってください。

(水上小PTA会長 池田将樹)



大切にしたい自然、大銀杏

## 福岡県 家庭でのネット利用のルール作りにつなげる保護者向け研修会 開催の御案内

#### ○受講対象者 小・中学生の保護者

- ※個人でも団体(PTA等)でもお申し込みができます。
- ※希望する受講日を選べます。
- ※原則としてオンライン受講となりますが、団体(PTA等)で御希望があれば、現地での集合研修もできます。

うちの子に限って、全然知らない人と遊ぶことはないはず…。

ゲームで夜更かしして、朝、なかなか起きてこない…。

無料のオンラインゲームで、高額な支払請求が来た!?

ずっと、ゲームを続けたいと、友達に仲間外れにされるらしい。



#### ○研修内容

- ・オンラインゲームの現状についての解説
- ・児童生徒に人気のオンラインゲームの実演による解説(課金の仕組み、ユーザー同士の会話機能等)
- ・家庭でのネット利用のルールの作り方と守り方のポイント解説、質疑応答



#### ○募集方法

- ・小・中学校の保護者を対象にオンラインで参加募集
- 左下の2次元コードもしくは<https://sites.google.com/view/info-et-seminar>
- にアクセスしていただき、個人または団体(PTA等)でお申込みください。

#### お問合せ

- ポルトゥウィン株式会社
- 福岡県 青少年育成課 支援係
- メール [kkj\\_seminar@ptw.inc](mailto:kkj_seminar@ptw.inc) TEL 092-643-3388
- メール [seisho@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:seisho@pref.fukuoka.lg.jp)

## 福岡県PTA連合会推薦 小・中学生総合保障制度(こども総合保険)について

お子様の「ケガ」「育英費用」やお子様とご家族の「個人賠償責任」などに備えられます。

学校内はもちろん、放課後の遊戯中・クラブ活動中や休日のレジャー中の事故など様々なケガに備えられます。



他人にケガを負わせたり、他人のものを壊したりして法律上の損害賠償責任が生じた場合に備えられます。



- ※保険商品の概要を説明したものです。詳細につきましては取扱代理店にお問い合わせください。
- 制度に関するお問合せ先: 0120-228-553 福岡県PTA連合会保障制度事務局(取扱代理店: 株式会社コーリン) 受付時間: 平日午前9時~午後5時(土・日・祝日、年末年始を除く。)
- 制度引受保険会社: AIG損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 Chubb損害保険株式会社

この制度の詳細な内容はこちらからも確認いただけます。  
AIG損害保険株式会社「お子さまのための総合保障制度」  
<https://riskfinder.jp/school/>





山際千津枝の

— マングースの独り言 —

Vol.113

# 食べるってなあに

やまぎわ・ちづえ

食をコミュニケーションツールと考えている料理研究家。その他エッセイスト・テレビラジオのコメンテーター。現在は博多阪急デパートにおいて地下食品販売部アドバイザーを務める。

## 豊かに言葉を使いましょう



レストランで食事が終わり、お店の方に「お皿を下げてください」とお願いしました。彼は何を言われたのかわからない様子でキョトンとしています。「お皿を片付けてください」と言い直しました。マスクでわかりませんが外国の方だったかもしれません。子どもさんたちは「下げる」が「片付ける」という意味もあるのを知っているでしょうか。

若い方に「予定が、めじろ押しで時間がないの」と言ってしまい、なんでそこで「メジロ」が出るのって顔をされたこともあります。小鳥のメジロは押し合って並んで枝にとまる習性があるので、物事が集中してあることを目白押しっていうのですが今はあまり使わないのですね。日本人のこういう風に何かに、なぞらえた言い方はユーモアがあって好きなのです。

ナスをトラにむいてください。大根をさいの目に切りましょう。人参を千六本にしてください。おわかりになりますか。ナスの皮を縦に一つとびに縞に剥くとトラの模様に見えるでしょ。さいの目は1センチくらいに小さな立方体に切ることで、千六本はマッチ棒の大きさに切ること。

とても初歩的な料理用語ですが料理をしない人にはわかりにくい

かもしれません。

私の母の世代はご飯をつぐことを、ご飯をよそおうと言っていました。エレガントですね。煮物に鍋より小さいフタを具材の上にかぶせて少ない煮汁で炊くことを、落としフタをすると言いますが、蓋を床に落とすことと誤っている人がいるという笑えない話も聞きます。こうすると少しの煮汁で調理できるのです。

今まで書いてきたことは別に知らなくても同じ意味をもつ言葉はたくさんあります。だから少しの優越感を覚えるためだけに使う必要はありません。

私も若い方の使う言葉がわからず戸惑うことも多いのですが、それはそれで面白いと思ったりもします。もちろん調べますよ。

気をつけたいことは自分の苦手なことわからないことを人は非難しがちなのです。意味がわからない言葉を古めかしい、若者言葉を行儀が悪い等と言ったりせず、年齢を超えて大いに会話を楽しみましょう。言葉の世界は豊かです。言葉はそれぞれの意味と響きをもちます。一つの言葉を覚えると自分の世界が広がります。

また会って話がしたいなと思われる言葉豊かな人になっていただきたいと思います。

### 科学館情報

#### 福岡県青少年科学館

久留米市東柳原町1713

☎ 0942-37-5566 (代) FAX 0942-37-3770

#### ☆巡回パネル展

##### 「日本の生物多様性とその保全」

日本の生物多様性の豊かさ、同時に失われてきている豊かさ、そして、生物多様性を守るために取り組んでいる保全活動について紹介します。

開催期間：1月21日(土)～2月12日(日)

休館日：1月23日(月)、30日(月)、31日(火)、2月6日(月)

参加費：無料 ※ただし、別途入館料が必要(一般410円、児童・生徒210円) 4歳未満・65歳以上の方は無料



共催：独立行政法人国立科学博物館  
協力：全国科学博物館協議会、  
一般財団法人全国科学博物館振興財団

#### ☆コスモシアター番組情報

##### 「クレヨンしんちゃん 宇宙からの来訪者 カスカベ大パニック」

<あらすじ>

ある日、河川敷でミステリーサークルを発見したしんのすけとかすかべ防衛隊の仲間たち。そこで探しものをしている綺麗なおねえさんと出会う。一緒に探すことにしたしんのすけたちだが、お姉さんには大きな秘密があった!! ひょんなことからUFOに乗り込み、ついに宇宙へ進出!? かすかべ防衛隊と一緒に、太陽系やヒタプラゾーン、系外惑星などについて学ぼう! そして、彼らは無事に地球へ帰ることができるのか? 宇宙をおマタにかけた大冒険が今、始まる!



©臼井儀人/双葉社・シンエイ・テレビ朝日・ADK

放映期間：令和5年3月3日(金)まで

※令和5年1月10日(火)～2月10日(金)までの間、機器入替のためコスモシアターの上映を休止します。2月11日(土)から上映を再開します。

### 県P委員のひとりごと

総務委員長を拝命しまして、はや半年が過ぎようとしています。何もわからないまま委員会活動を行っていましたが、だんだんと慣れてきました。先日は陳情書の回答を県教育委員会からいただく陳情対談会にのみ、そのあとの座談会に出席しました。皆さまの「すべては子どものために」という熱い思いを感じ、私も頑張ろうという思いになりました。今年度の総務委員会の事業は来年の陳情に向けて各単Pにアンケートをお願いし、陳情項目の素案を作成します。ご協力をお願いします。(総務委員長 岩下知生)

令和4年度

## 日P、九Pで表彰

### 意欲的な取り組みが評価されました

日本PTA全国協議会(日P)と九州ブロックPTA協議会(九P)から意欲的な活動を行ったPTAや個人が表彰されました。また、日Pに推薦された全国小・中学校PTA広報紙コンクールでは2校が入賞に輝きました。

福岡県PTA連合関係の表彰者・団体は以下のとおりです。



## おめでとうございます!



日P

(※敬称略)

九P

(※敬称略)

#### 【文部科学大臣表彰】(団体)

朝倉市立福田小学校父母教師会  
朝倉市立甘木中学校PTA  
豊前市立宇島小学校PTA  
築上町立椎田中学校PTA

#### 【日本PTA全国協議会 会長表彰】(個人)

佐藤 剛史 野村 賢太郎  
古賀 大介 倉地 宏治  
金本 恭幸 金光 功

#### 【全国小・中学校PTA広報紙コンクール入賞】

◎日本教育新聞社社長賞  
宇美町立桜原小学校PTA「さくらばる」  
◎企画賞  
大牟田市立歴木中学校PTA「くめぎ」

#### 【団体表彰】

糸島市立福吉小学校父母教師会  
久留米市立良山中学校父母教師会  
柳川市立柳城中学校PTA  
直方市立福地小学校父母教師会  
田川市立中央中学校PTA  
豊前市立宇島小学校PTA

#### 【個人表彰者】

古泉 慎也 松尾 菜美子  
早田 沙織 窪山 晶則  
小野 哲郎 宮嶋 亮  
大崎 一貴

#### 【感謝状表彰者】

川原 未絵 稲尾 茂

第31回

## 県P広報紙コンクール

ふるってご応募ください!

県Pでは第31回広報紙コンクールに向け、今年度も皆さんの創意工夫あふれる広報紙の応募をお待ちしています。締め切りは3月24日です。

入賞作品は日P広報紙コンクールに推薦されます。

《対象》県内(政令指定都市を除く)の小・中・義務教育・特別支援学校PTAで発行している広報紙で、年1回以上発行されたもの(委員会だよりなどは該当しません)。今年度より「WEB版」も募集します。

《応募方法》令和4年4月から令和5年3月までに発行した全ての号各3部に応募票(県Pホームページよりダウンロードできます)を添え、福岡県PTA連合会あてに送付してください。

※募集要項等は、令和4年12月に各単Pへ発送します。